

仕様書等に関する質問及び回答

入札番号	ガスー1	設置場所	和歌山市役所本庁舎及び東庁舎で使用するガスの調達
------	------	------	--------------------------

担当（回答）課	管財課（No. 1~10、12~19）、調達課（No. 11）
---------	---------------------------------

No.	質問事項	回答事項
1	都市ガス供給仕様書4. ガス使用量等、契約書（使用ガス量の増減）第6条に関して、弊社が落札させていただいた場合は、契約年間最高使用量（契約年間使用量に1.3を乗じてえた数量とし、十の位以下は切り上げ）の定めがございます。ご使用量の実績が契約年間最高使用量を超過した場合は精算金が発生いたします。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社が落札させていただいた場合、ご契約書に仕様書を合綴する場合は、仕様書に追記いただけますでしょうか。	契約書（案）第20条のとおりです。仕様書の記載の変更は、受注者決定後に協議とします。
2	都市ガス供給仕様書4. ガス使用量等（3）に関しまして、予定年間引取量に関しまして、弊社の供給条件及び料金表では「契約年間使用量に0.7を乗じてえた数量とし、十の位以下は切り捨て」と定めております。そのため仕様書に記載の数字とは異なります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社が落札させていただいた場合、ご契約書に仕様書を合綴する場合は、仕様書の記載をご変更いただけますでしょうか。	了承します。 仕様書の記載の変更は、受注者決定後に協議とします。
3	都市ガス供給仕様書4. ガス使用量等（5）に関しまして、弊社供給条件及び料金表では、「契約最大需要期使用量」の定めがございません。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社が落札させていただいた場合、ご契約書に仕様書を合綴する場合は、仕様書の記載を削除いただけますでしょうか。	了承します。 仕様書の記載の変更は、受注者決定後に協議とします。
4	都市ガス供給仕様書7. 原料費料金単価の調整に関しまして、弊社は単価に対して原料費調整を行うのではなく、財務省貿易統計で公表された価格を用いて、原料費料金単価を算出しております。ご了承いただけますでしょうか。（2ヶ月の平均価格を算出し、1か月間をあけて、2ヶ月間適用）	了承します。
5	契約書（計量及び検査）第10条に関しまして、「甲の指定する職員の検査を受けなければならない」と記載がございますが、弊社を含むガス小売事業者は検査のために何か行う必要はございますでしょうか。	原則、検針票の提出をもって検査完了とします。

6	<p>契約書（料金の支払）第12条に関しまして、「適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払わなければならない」と記載がございますが、適正な請求書とはどのようなものでしょうか。</p>	<p>適法（適正）な請求書とは、請求権限のある者が、契約書および関係法令等に基づき作成した正式な請求書です。</p>
7	<p>契約書（料金の支払）第12条に関しまして、「適法な支払請求書を受理した日から30日以内に支払わなければならない」と記載がございますが、弊社供給条件及び料金表では「支払い義務発生日の翌日から起算して30日以内」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社が落札させていただいた場合、ご契約書の記載をご変更いただけますでしょうか。</p>	<p>変更できません。 契約書（案）第12条のとおりです。</p>
8	<p>契約書（料金の支払）第12条第2項に関しまして、「当該遅延に係る支払期限の翌日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延損害金の支払を甲に請求することができる」と記載がございますが、延滞利息については、弊社供給条件及び料金表では、「その算定の対象となる料金から、消費税等相当額を差し引いた金額に年10パーセントの割合を乗じて算定してえた金額」と定めております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社が落札させていただいた場合、ご契約書の記載をご変更いただけますでしょうか。</p>	<p>変更できません。 契約書（案）第12条のとおりです。</p>
9	<p>契約書（料金の支払）第12条第2項に関しまして、「（その額が100円未満であるとき、又はその額に100円未満の端数があるときは、その金額又はその端数金額を切り捨てる。）」と記載がございますが、弊社供給条件及び料金表では、100円未満の金額についてもお支払いいただくことと定めております。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社が落札させていただいた場合、ご契約書の記載をご変更いただけますでしょうか。</p>	<p>変更できません。 契約書（案）第12条のとおりです。</p>
10	<p>契約書（疑義等の決定）第20条に関しまして、「この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、乙の定める供給条件によるもの」と記載がございますが、弊社が落札させていただいた場合、ご契約書に定めのない事項については、弊社供給条件及び料金表による取り扱いとなります。ご了承いただけますでしょうか。また、弊社が落札させていただいた場合、ご契約書の記載をご変更いただけますでしょうか。</p>	<p>料金表の内容が不明なため、受注者決定後に協議することとします。 契約書の変更はできません。</p>
11	<p>積算内訳書に関しまして、ご指定の様式をいただいておりますが、弊社の任意様式で提出させていただいてもよろしいでしょうか。</p>	<p>郵便入札における説明及び注意事項4（1）に記載のとおりです。</p>
12	<p>落札後の契約手続きについては、契約書ではなく弊社所定の「通知書」による取り扱いは可能でしょうか。</p>	<p>契約書での取り扱いになります。</p>

1 3	<p>落札後の契約手続きについて、「通知書」による取り扱いが不可の場合、契約書は電子契約サービス「クラウドサイン」による契約手続きを行うことは可能でしょうか。弊社所定の契約書による取り扱いとさせていただきます。</p> <p>※「電子契約サービス「クラウドサイン」導入のご説明とご利用のお願い」参照ください。</p>	契約書は本市様式となります。
1 4	<p>落札後の契約手続きについて、「クラウドサイン」による取り扱いが不可の場合、弊社指定の契約書様式(紙の様式)にて契約手続きを行うことは可能でしょうか。</p>	契約書は本市様式となります。
1 5	<p>弊社が落札させていただいた場合、落札後の提出書類として契約申込書を作成いたします。ご提出いただくことは可能でしょうか。</p>	当該契約申込書の内容が不明なため、提出の可否はお答えしかねますが、ガス供給に当たって必要な手続がある場合は受注者決定後に協議することとなります。
1 6	<p>仕様書3. ガスの仕様 (4) ガス供給地点に関する記載について、契約書第7条に「仕様書3 (4) 内、負荷計測器が無いものについては本契約の対象外とする」との記載がございます。つきましては、今回のガスご契約の対象メーターは、以下3つの供給地点特定番号を除いた、計5つのメーターと認識しておりますが、この理解で相違ございませんでしょうか。</p> <p>① 「00212700072246300」 ② 「00212200072246400」 ③ 「00212400072246406」</p>	そのとおりです。
1 7	<p>契約書第2条に関する記載について、「契約金額(消費税及び地方消費税に相当する額を含む)は、別紙のとおりとする」との記載がございます。こちらの「契約金額」とは、入札書記載の金額(税抜)に消費税および地方消費税を加えた税込金額を指す認識でよろしいでしょうか。弊社で取り扱っております単価は税抜き表示となっておりますため、弊社が落札させていただいた場合は、契約書の記載内容を調整いただく必要がございます。</p>	<p>契約金額の別紙は落札後、落札金額内訳を基に表記方法を含め契約時に協議のうえ作成します。なお、別紙案についてはホームページ上に公開しています。</p> <p>契約書の記載内容については、変更できません。</p>
1 8	<p>契約書第18条に関する記載について、「業務の履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において 同じ。)は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由により生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。」との記載がございます。弊社は、弊社供給条件において、「損害賠償」に関する取り扱いを定めており、弊社落札の際は弊社供給条件及び料金表による取り扱いとなります。ご了承いただけますでしょうか。</p>	契約書(案) 第18条のとおりです。
1 9	<p>直近3年間のガス使用量の使用実績をご示いただけますでしょうか。</p> <p>※4月検針分(3月検針日翌日から4月検針日まで)</p> <p>※3月検針分(2月検針日翌日から3月検針日まで)</p> <p>① 2023年4月検針分～2024年3月検針分 ② 2024年4月検針分～2025年3月検針分 ③ 2025年4月検針分～直近ご使用分</p>	過去の使用実績については、負荷設備の変更等があったため、提示いたしません。